を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第４号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第５号から第５号の３までに規定する報酬等及び同条第５号の４に規定する事項についても適宜設欄のうえ記載すること。	
［３～６　略］	［３～６　同左］
７　会社法第361条第７項の方針又は同法第409条第１項の方針を定めているときは、次に掲げる事項を記載すること。 ①　当該方針の決定の方法 ②　当該方針の内容の概要 ③　当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあっては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあっては、報酬委員会）が判断した理由	７　各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない会社については、記載を省略することができる。
８　各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（７の方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要。ただし、当該事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社にあっては、記載を省略することができる。	［加える。］
９　当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項 ①　当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当 ②　①の者に委任された権限の内容 ③　①の者に②の権限を委任した理由 ④　①の者により②の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容	［加える。］
⑶　責任限定契約・補償契約 氏　名 / 責任限定契約・補償契約の内容の概要等 （記載上の注意） １　会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役又は監査役に限る。）と当該保険持株会社との間で責任限定契約（会社法第427条第１項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。	⑶　責任限定契約 氏　名 / 責任限定契約の内容の概要 （記載上の注意） 会社役員（取締役又は監査役に限る。）と保険持株会社との間で責任限定契約（会社法第427条第１項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。